保険金種類	保険金をお支払する主な場合	お支払する保険金	保険金をお支払できない主な場合
死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払い します。ただし、既に後遺障害保険金をお 支払いしている場合は、その金額を差し引 いてお支払いします。 (死亡保険金の額 = 死亡・後遺障害保険金 額の全額)	① 故意または重大な過失 ②自 教行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④ 脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤ 好振、出産、早産または流産 ⑥ 外科的手術その他の医療処置 ⑦ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットした場合はお支払いの対象となります。) ② 頸(けい) 部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑧ 地質、中火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットした場合はお支払いの対象となります。)、登る高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ① 自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など ※(⑥ 天災危険確備特約が全ての会員に付帯されています。 ※(下とまきふエキスパート会員」は他のうち山岳巻はん、ロッククライミング、巻名高さが5mを超える高さのボルダリング中の事故もお支払い対象となります。(トだし海外の高所登山は除く)
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場 合	入院日数に対し、180日を限度として、1日 につき入院保険金日額をお支払いします。 (入院保険金の額=入院保険金日額×入 院日数(180日限度))	
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、技歯手術(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故	
個人賠償責任特約(国内外補償)	日本国内または海外において、被保険者(※1)が次の①から ④までのいずれかの事由により法律上の損害賠債責任を おった場合 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他 人にケガなどを負わせた場合や他人の財物を壊した場合。 ②被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他 人にケガなどを含わせた場合や他人の財物を壊した場合。 ②お本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗盗事、 他人にケガなどをさせた場合を他人の財物を壊した場合。 ③日本国内で受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗盗事、 た場合。 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運 行不能にさせた場合。 (※1)この特約における被保険者は、次のとおりです。 ア本人 イ本人の配偶者の別居の未婚の者・オー本人が、 本成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他的法する方(本人の親族に限ります。)。ただし本人に関する事務を書おいび監督義務者に代わって表すを事故にかぎります。かが、 おの場合、規権者、その他の法定監督義務者に代わって責任無能力者の場合、表が長生病においずれかの方が青まとな監督表のにかぎります。なお、被保険者本人または監督者の 第務者はいかぎります。なお、被保険者本人または監督を 務者の場合、教権者、その責任無能力を監督を 表の目標を明れていずれかの方が青まとな監督を がきります。かけ、からな事故にかぎります。なお、被保険者本人またはの原因となった事故を生時におけるものをいいます。 (※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフィン等の携帯式、通底と義者、 ・洗きでは、アートパソース・ ・大きでは、カートパソース・ 、アートパソース・ 、アートパリート・ 、アートののにはいいます。)、 、海のにはいいます。)、 、海のにはいいます。)、 、海のにはいいます。)、 第一にはいいます。)、 第一にはいいます。)、 第一にはいいます。)、 第一にはいいます。)、 第一にはいいます。)、 第一にはいいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいます。)、 第一にないいらにないいいます。)、 第一にないいいます。 第一にないいます。 第一にないいいます。 第一にないいいないいます。 第一にないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。 ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等に よるもの ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑤受託品を除き、被保険者が所名、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑥被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑦航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑦航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ②航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使限または管理に起因する損害賠償責任など ⑥受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑥受託品の利域または盗取について、次の事由により生じた損害・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ※と押さえ、収用、没収、破壕等国または公理体の公権力の行使・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故・置き忘れ(※2)またはお粉失・詐欺または横横・両、電、雹(ひよう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取など (※1)次のアからウまでのいずれかに該当するものを除きます。ア・主たる原動力が人力であるものイニルフ場敷地内におけるゴルフカート ク-身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをしいます。
救援者費用特約 (国内外対象)	保険期間中に次の①から③までのいずれかに該当した場合 ①被保険者(保険の対象となる方)が搭乗している航空機・ 船舶が行方不明になった場合または遺継した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確 證察等の公的機関により確認された場合 ③住宅(※)外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内に死亡された場合または継続して14日以上入院された場合 (※)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅をいい、その敷地を含みます。		②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転 のできないおそれがある状態での運転による事故 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤好縣、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等に よるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリー